

令和3年度 第1回八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例 評価委員会 議事録

日時 : 令和4年3月22日(火) 18時00分～20時30分

場所 : 八尾市役所 6階大会議室

出席者 : 清水委員、田中委員、川野委員、津田委員、西田委員、西寺委員、福中委員、
藤本委員、村尾委員、山本委員、新迫委員、小林委員

※委員名は号数順の五十音順

欠席者 : 森下委員、渡邊委員、坂本委員

1. 開会

●事務局

定刻となりましたので、ただいまより「第1回八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」を開催させていただきます。

まず、会議の開催にあたりまして、大松桂右市長より一言ご挨拶を申し上げます。

2. 市長挨拶

本日は、ご多忙のなか、評価委員会にご参加いただきまして感謝申し上げます。平素はコロナ禍の状況の中で、それぞれのお立場で市政運営にご協力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

平成18年に、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例が施行されました。5年毎に見直しを行うということで、皆様にご協力いただいておりますが、コロナ禍でスケジュールが若干遅れているところもございます。

本条例に基づいて、八尾市の地域参画や協働のまちづくりが進んできています。時代に沿って、地域の状況や課題は様々に変化しており、現状を踏まえた中で今後の見直しを行っていくことが必要です。変えてはならないところ、変えなければならないところが必然的に出てくると思いますので、皆様のご経験を生かしていただき、よりよいものにしていただくよう、ご議論いただきたいと思います。

われわれもコロナ禍の厳しい状況を最優先で取り組んでいますが、あわせて地域の活性化やまちの成長も同時に進めていきたいと考えています。そのため、地域団体の皆さまや、学生や企業の方からもご意見をお聞きしたいと思います。

忌憚のないご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委嘱状交付

4. 委員紹介および事務局紹介

5. 委員長、副委員長の選任

委員の互選により、委員長に田中委員、副委員長に清水委員を選出。

(委員長・副委員長による挨拶)

6. 会議の公開について

会議の公開について、全員異議なし。

7. 議事

(1) 評価委員会の進め方について

●事務局

資料4「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例及び同解説」、資料5「『八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例』評価委員会資料」について、事務局より説明

○田中委員長

われわれ評価委員会としては、どのような見直しを行えばよいかという具体的な提案ができるよう議論を行いたいと思います。委員の皆様と共通認識をもつために、事務局から説明をいただきました。

ご意見、ご質問をお願いします。

(意見なし)

評価委員会を4回開催する予定でしたが、1回当たり30分増やして3回とし、集中的に議論するという事です。

(2) 八尾市のこれまでの取り組み状況について

●事務局

資料5「『八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例』評価委員会資料」、資料6「資料編：H28年度～R2年度の実績」について、事務局より説明

(3) 意見交換

○田中委員長

条文毎に議論したいと思います。

本日初めて顔を合わせますが、委員の皆様は、各専門分野で八尾市のまちづくりに尽力されてきた方々で、市民としての主体的な活動や行政、市民活動団体と協働した取り組みを展

開されていると思います。まず意見交換の前に、委員の皆様にご自己紹介を兼ねて、活動内容や、この5年間で力を入れていきたいと考えておられることや、コロナ前後で問題意識をもたれたこと、その他今回の評価委員会に対する思いなどをお聞きしたいと思います。

(各委員より自己紹介)

○田中委員長

続いて、意見交換に入ります。

まずは、第1条(目的)から第4条(まちづくりに参加する権利)までについて、一括してご意見を伺います。

○西田委員

第4条で「まちづくりに参加する権利を有する」ということですが、権利という言葉は地域では「権限」となってしまう。役を担うと、権限をもったと感じるような人が見受けられます。権利という言葉は、「参加することができる」などの柔らかい言葉に変えたほうが、市民に馴染みやすい気がいたします。絶対参加しなければならないということではなく、自由なことなので、もっと柔らかい言葉のほうがよいと思います。

「まちづくり」には無関心な人が多いですが、とはいえ、若い人が無関心というと、そうでもなく、若い人ほど自分のまちのことをしっかり考えている傾向にあると感じています。私の地域で、まちづくりのボランティアを募集すると、学生の方が3～4人手を挙げてきます。学生は、自分たちがやりたいことを提案し、自分たちだけでなく地域と一緒に協力して行いたいということを書いてくれます。権利という言葉は硬すぎると思います。

○田中委員長

「参加する権利を有する」を、「参加することができる」などの平たい言葉に変えるほうがよいということです。いかがでしょうか。

○清水委員

第4条の「まちづくりに参加する権利」ですが、権利と言うと、義務が伴う重い印象を受けます。同様に、第4条の第3項の「市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない」は、このようなことがあったのでこの項が設けられたのでしょうか。これがあることで、「しなければならない」ということを強く感じるように思います。第3項を設けた背景は何でしょうか。

●事務局

第4条の第3項の制定の経緯につきまして、現時点で詳細は分かりかねます。趣旨としましては、「まちづくりに参加しない、町会に参加しない」ということで、差別的な扱いを受

けないことを大原則とすることと理解しております。

○田中委員長

制定した経緯を調べていただき、次回の委員会にてフォローをお願いします。

先ほど藤本委員からは、自治意識やまちづくりに取り組むのが難しくなっているというお話しがありましたが、いかがでしょうか。

○藤本委員

自治の意識はありますが、積極的に地域清掃しようという人やできる人が減っています。また公営住宅という仕組み上、70歳で単身の人に来られるなどが最近顕著になっています。

権利については、西田委員含め現場で活動している方には様々な苦勞があると思います。私も地元では、まちづくり協議会の副会長を担っていますが、都合のよいときだけ来る人もおられます。皆で物事を共有して運営することの難しさ、伝え方の難しさを感じています。

前身の話ですが、同和対策の法律がなくなった際に、部落問題の表現をどうするかが議論になりました。その際に、あらゆる差別をなくす、部落差別を表出ししないということで、社会的身分ということ、包含する言葉を使っていると聞きました。

権利は人がもっているもので、権利は守られるべきものです。「権利の濫用はいけない」という共通認識を心得たうえで、「権利」という言葉は残してもよいと思います。

○新迫委員

大学生でも「これがやりたい」という積極的な学生もいます。その人たちがこの『権利』という文字を見ているとは思えませんが、結果として、「権利を有する」と言うと、義務感を生じてしまうことは懸念されます。第4条は、「市民はまちづくりに参加する権利を侵されない」というのがよいと思います。

○小林委員

若者がまちづくりに参加することについては、「参加したい」という思いがあるのだと思います。参加しないのは、知る場がないからだだと思います。若者の情報収集は、インターネットで調べるところから始まりますが、まちづくりに関しては、インターネットを活用した情報発信が弱いと感じています。調べるまでのアクションで、その情報にたどりつけないことが担い手不足につながっているのではと思います。

権利については、重荷にならないよう、説明書きがあればよいと思います。

○田中委員長

これは、5年前の委員会では議論にならなかった今回の新たな視点として、権利という言葉の捉え方が、このメンバーの共通認識としては、「重い」、「義務につながる」というイメージがあるということです。ただし、藤本委員が言われたように、権利は人が生来もつもの

として、守られるべきという側面もあります。「権利を侵されない」というように、述語の部分を変えていくことでうまく意図を伝えるようにしてはどうかと思います。重荷にならないような共通認識がほしいと思います。

第1条から第4条では、第4条の議論を深めたいということで、どう変えるかということです。第3項の経緯や、他の自治体の書きぶりを調べていただければと思います。事例を提示いただくと議論を前に進めやすいと思います。

○西田委員

第4条の第3項が、「差別的な扱いを受けない」と、受け身的な考えになっていますが、「扱いをしない」のほうがよいです。まず「しない」ことから始めるべきだと思います。

○田中委員長

「扱いをしない」に変えてはどうかということです。

続いて、第5条（協働の推進）について、ご意見をお願いします。

5ページに協働の取り組み状況として、実施方式①から④で整理していますが、その前の5年と比較すると進みましたか。数的にはどうですか。

●事務局

前回の平成28年度と比較すると、大きく変わったのは実施方式③（公民連携）を新たに追加したことです。また実施した事業数は、概ねすべての項目で増加しています。前は71事業でしたが、今回は182事業に増えております。

○田中委員長

件数が増えているから、参加協働が展開されたというのはナンセンスですが、ガバメントクラウドファンディング等実施方式③の公民連携については、5年前は存在していなかったものということで、総論としては、新しい方式を取り入れながら進んできていると言えるのではないかと思います。

○清水委員

市役所主体としては、様々な事業に取り組んでこられていると思います。資料6にも担当課が示され、様々な事業について書かれています。ただし、今後は、市が必ずしもパートナーでなければならないことはありません。民間同士、市民同士の協働の推進がどうだったのかが気になります。そういった情報を集めていないかもしれませんが、この5年であったことがあれば教えていただきたいと思います。

また、第5条については、今後の協働を考えると、市がいかに裏方に回れるかを考えることが必要です。第5条の文言を変える必要はありませんが、今後の取り組みとしては、市民に任せていくという動きも必要だと思います。市民同士の協働について情報があれば、教え

てください。

●事務局

市民同士や企業同士など、市が関わらない協働の全数把握についてはその仕組みがございませんので、今後検討していきたいと思っております。

なお、市民同士の協働の事例については、第11条（市民公益活動）において、中間支援組織としての実績把握として、「つどい」の登録団体と地域の方々をつないだ事例について、平成28年から令和2年の5か年の実績を掲載しております。

具体的には、例えば平成28年度は、久宝寺地域でいきいき体操グループとして、体操活動を行う「つどい」の登録団体と地域をつないで、イベントに講師として来てもらったことを実績として把握しています。平成29年は、「魚の泳ぐ大正川をつくる会」の活動で、大正小学校区まちづくり協議会と大学の学生など、様々な世代を巻き込んだ協働の取り組みも実績としてあります。

○田中委員長

行政が把握できない部分もありますが、清水委員から、行政が前面に出ないものが協働として実質化していくことが、八尾市のまちづくりの中では重要というご意見がありました。

事例紹介がありましたが、「つどい」として、行政が関わらない民の中で課題解決しているものについて、小林委員からご意見があればお聞かせください。

○小林委員

コロナ禍で把握しきれっていませんが、現在活動している人が、今後活動を考えている人のところに外部講師に出向いたり、助産師の会が学校現場と協働して、保健の資料を活用してもらうよう学校の授業に出向いたりなどで、関わらせていただいています。HP上で見てマッチングしたりしています。

○田中委員長

第5条第2項に、「情報を共有することによって」とあるように、それぞれの取り組みで八尾の様々な問題を解決するために情報共有が必要だと思います。

その辺りの仕組みについては、「つどい」として、いかがですか。

○西田委員

先ほど事務局からあったように、過去には既存の団体を紹介した例がありますが、現在は、子育て中の母親世代が「何か活動したい」と思っていることが多く、その方法や活動場所についての相談があります。その際には、地域のまちづくり協議会や地域で活動している人を紹介するなどの、マッチングを行っています。若い人が、「活動しようとしている」ことが見えてきている状況にあります。

○田中委員長

民と民の協働として、川野委員にお聞きしたいのですが、他の自治体では、行政が関与しないところで、地域のまちづくり協議会と協働して、災害発生時に自分の事業所で抱えているものを拠出するなどを進めている事例があるようですが、行政が関与しない部分で、地域の事業所と地域団体やまちづくり協議会、自治会などが協働する事例について、いかがですか。

○川野委員

校区で役を担っている事業者もおられるので、近隣の事業所とのふれあいや、物を買ってもらうなどは行っているようですが、具体的なことは把握しておりません。周辺地域住民と事業者との連携があるということは聞いています。

○田中委員長

清水委員から、民と民の取り組みこそが協働というご意見がありましたが、実際には存在しているのですが、全体としてしっかり共有されていないことはもったいないように思います。

皆様のご意見をお聞きして、今までの協働は行政発のもので、行政との関わりの中での協働という狭い概念に収まっていたのではと思います。

他にご意見がないようなので、次回、第6条以降を議論したいと思います。ご意見、ご質問を準備して、会議に臨んでいただければと思います。本日議論した第1条から第5条までについて追加のご意見がありましたら、次回の会議の冒頭でご発言ください。

(4) その他

●事務局

資料7「今後のスケジュール」について、事務局より説明

○田中委員長

次回の5月の会議まで2か月弱あるため、本日宿題になったところと議事録を、次回までに各委員に配布いただければ、本日の論点について改めて検討できると思います。

8. 閉会

以上